

○農林水産省告示第七百十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百二十九条第三号及び第三百三十一条第四号の規定に基づき、同令第二百二十九条第三号並びに第三百三十一条第四号イ及びロの規定による調整の方法を次のように定める。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣 齋藤 健

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百二十九条第三号の規定による基準統計単収（第九十条第一項第三号に規定する基準統計単収をいう。以下同じ。）の調整は、類区分（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）ごと及び統計単位地域（規則第九十六条第一項に規定する統計単位地域をいう。）ごとに、基準統計単収に、隔年結果のない共済目的の種類にあつては第一号、隔年結果のある共済目的の種類にあつては第一号及び第二号に掲げる係数を乗じて行うものとする。

一 果樹共済標準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号）第一第二

項第四号の樹齡構成係数（以下「樹齡構成係数」という。）

二 当該類区分に係る果樹共済基準收穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十号）第一項第七号の收穫量變動係数

2 規則第三百三十一条第四号イの規定による統計単収（規則第九十条に規定する統計単収をいう。以下同じ。）の調整は、その年産の統計単収に樹齡構成係数を乗じてするものとする。

3 規則第三百三十一条第四号ロの規定による基準統計単収の調整には、第一項の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。